

居宅介護支援センター松林 通所介護・第1号通所事業運営規程

（事業の目的）

第1条 本規程は、社会福祉法人慶寿会が設置運営する居宅介護支援センター松林の「指定通所介護事業」及び「指定第1号通所事業（国基準通所型サービス・サービスA）」の適正な運営を確保するため、人員、設備及び運営に関する事項を定め、利用者の意思を尊重し、常にその立場に立って適切なサービスを提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消と心身機能の維持を図るとともに、家族介護者への支援（レスパイトケア）を行う。

（運営方針）

第3条 本事業は、介護保険法及び関係法令並びに茅ヶ崎市が定める基準に基づき、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名：事業所の運営管理及び職員の統括を行う。
- (2) 生活相談員 2名以上：利用者及び家族への相談援助並びに他機関との連携を行う。
- (3) 看護職員 1名以上：健康管理、服薬管理及び必要な処置を行う。
- (4) 介護職員 4名以上：心身の状況に応じた介助及び生活支援を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上：機能訓練及び個別計画の作成・評価を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上：栄養管理及び食事提供を行う。
- (7) 調理員・調理補助 各1名以上：食事の調理及び補助業務を行う。
- (8) 歯科衛生士 1名以上：口腔機能向上訓練及び職員への指導を行う。
- (9) 運転員 2名以上：送迎業務及び乗降介助を行う。
- (10) 事務員 1名以上：請求及び事務処理を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日は月曜日から土曜日まで（祝日営業）とし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業とする。

営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

（サービス提供時間）

第6条 サービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 通所介護：午前9時30分～午後4時30分
- (2) 国基準通所型サービス：概ね午前10時00分～午後4時00分
- (3) サービスA（短時間型）：概ね午前10時00分～午後1時30分

（サービスの内容）

第7条 事業所が提供するサービスは、日常生活上の援助、機能訓練、健康状態の確認、入浴、食事、送迎、相談・助言等とする。

介護予防・第1号通所事業においては、茅ヶ崎市の定める基準に基づき、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善及び社会参加の促進を目的とした支援を実施する。

（利用料及び実費負担）

第8条 指定通所介護の利用料は介護報酬告示の定める額の1割、2割又は3割とし、第1号通所事業（国基準型・サービスA）は茅ヶ崎市が定める単価に基づく。

食費（1回847円）、おむつ代、行事費等は実費とする。

（感染症、災害及び事故等への対応）

第9条 事業所は感染症予防及び災害対策のための指針を整備し、定期的に委員会及び研修を実施する。

事故発生時は速やかに関係機関及び家族に連絡し、必要な措置を講ずる。

（守秘義務及び個人情報保護）

第10条 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持し、個人情報の取扱いにあたっては、利用目的を明示し、本人の同意を得て適切に管理する。

（虐待防止、身体拘束及びハラスメント防止）

第11条 事業者は利用者の人権を尊重し、虐待及び身体拘束を行わないものとする。やむを得ず行う場合は、記録・同意・検証を行い、委員会で検討する。

（相談及び苦情処理）

第12条 利用者または家族からの相談・苦情に迅速かつ誠実に対応するため、相談窓口を設置し、管理者及び生活相談員が対応する。

（契約の解除及び利用の中止）

第13条 利用者または事業者のいずれかが契約を解除する場合は、原則として1週間前までに通知するものとする。暴力行為、ハラスメント、長期入院、不払い等があった場合には、事業者は契約を解除することができる。

附則

(1) この規程は令和7年6月1日から施行する。

(2) 改正経過：令和5年11月1日、令和6年6月1日に一部改正を行った。